



和歌山市公報

令和7年（2025年）11月17日
第1811号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【 告 示 】

番号		ページ
347	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 2
348	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 3
349	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 4
350	特定施設の設置に関する事前評価の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(環境政策課) 5
351	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 7
352	公示送達（令和7年度市民税県民税森林環境税納税通知書）・・・・・・・・・・	(市民税課) 8
353	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(指導監査課) 9
354	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・	(指導監査課) 10
355	介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定及び指定介護予防サービス に係る指定・・	(指導監査課) 11
356	介護保険法の規定による第1号事業に係る指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(指導監査課) 12

【 公 告 】

○ 国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧・・・・・・・・	(地籍調査課) 13
○ 道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(建築指導課) 14
○ 道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(建築指導課) 15
○ 国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧・・・・・・・・	(地籍調査課) 16
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(都市計画課) 17
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(都市計画課) 18
○ 和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の換地計画の縦覧・・・	(まちなみ景観課) 19
○ 市有財産売却公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(管財課) 20
○ 道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(建築指導課) 24
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(都市計画課) 25

【 教育委員会規則 】

9 和歌山市民図書館条例施行規則及び和歌山市コミュニティセンター条例施行規則 の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(教育政策課) 26
--	------------

【 農業委員会公告 】

○ 農業委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(農業委員会事務局) 31
--	---------------

【 企業局告示 】

37 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者・・・・・・・・	(企業総務課) 32
38 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者・・・・・・・・	(企業総務課) 33

和歌山市告示第347号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年11月5日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年10月17日及び同月25日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年10月16日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和7年10月21日及び同月30日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和7年11月5日揭示済)

和歌山市告示第348号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年11月5日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場及び島崎公園	令和7年10月16日、同月21日、同月22日、同月27日、同月30日及び同月31日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和7年11月5日揭示済)

和歌山市告示第349号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年11月5日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和7年11月6日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年7月19日及び同月25日	令和7年8月6日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年7月18日	令和7年8月6日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和7年7月22日、同月25日及び同月29日	令和7年8月6日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和7年11月5日揭示済)

和歌山市告示第350号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和7年11月7日

和歌山市長 尾花正啓

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

医療法人 久仁会

理事長 宇都宮 宗久

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

宇都宮病院

和歌山市鳴神505-4

(3) 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第72号 し尿処理施設

(4) 汚水等の処理に関する事項

別表第1のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表第2のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和7年11月7日から令和7年11月28日まで

(2) 場所

和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所6階 和歌山市市民環境局環境部環境政策課

別表第1 汚水等の処理に関する事項

区分	新設				
施設名	A				
構造	FRP製				
主要寸法	13,800×13,700×3,300mm				
能力	660人槽 82.5m ³ /日				
処理の方式	回分式活性汚泥・凝集剤添加方式				
1日当たりの使用時間	24時間				
使用の季節的変動の有無	なし				
汚水等の汚染状態	区分	通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後
	項目				
	pH	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	BOD (mg/L)	320	10	320	10
	COD (mg/L)	100	10	100	10
SS (mg/L)	250	10	250	10	
T-N (mg/L)	50	10	50	10	

	T-P (mg/L)	5	1	5	1
	大腸菌数 (cfu/mL)	無数	800以下	無数	800以下
	汚水等の1日当たりの量 (m ³ /日)	82.5	82.5	82.5	82.5

別表第2 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	項目	区分	新設	
			通常	最大
	pH		5.8~8.6	5.8~8.6
	BOD (mg/L)		10	10
	COD (mg/L)		10	10
	SS (mg/L)		10	10
	T-N (mg/L)		10	10
	T-P (mg/L)		1	1
	大腸菌数 (cfu/mL)		800以下	800以下
	排出水の1日当たりの量 (m ³ /日)		82.5	82.5

(令和7年11月7日揭示済)

和歌山市告示第351号

和歌山市放置自動車及び放置船舶の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成5年条例第24号）第16条の規定に基づき、所有者等からの引取りのない放置自動車を次のとおり処分するので、同条の規定により告示する。

令和7年11月13日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 放置場所、移動し、保管した年月日、自動車の種類等、保管場所の所在地及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置場所	移動し、保管した年月日	自動車の種類等		保管場所の所在地	移動し、保管した旨を告示した年月日
		車種	色		
紀の川第8緑地駐車場内	令和7年8月21日	日産 R00X	黒	和歌山市和佐中112	令和7年8月27日

- 2 処分理由

和歌山市放置自動車及び放置船舶の発生の防止及び適正な処理に関する条例第16条に該当したため

- 3 処分年月日

令和7年11月19日

- 4 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和7年11月13日掲示済)

和歌山市告示第352号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年11月14日

和歌山市長 尾花正啓

送達書類の名称 令和7年度 市民税県民税森林環境税納税通知書
(別紙省略)

(令和7年11月14日揭示済)

和歌山市告示第353号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和7年11月17日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険 事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30901 01696	社会福祉法人わかうら 会	わかうら園デイサービスセンター 和歌山市田野178番 地	地域密着型通所 介護	令和7年10月31 日

（令和7年11月17日掲示済）

和歌山市告示第354号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和7年11月17日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30901 01696	社会福祉法人わかうら 会	わかうら園デイサービスセンター 和歌山市田野178番地	予防給付型通所 サービス	令和7年10月31 日

(令和7年11月17日掲示済)

和歌山市告示第355号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文による指定をしたので、同法第78条及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和7年11月17日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30701 15245	社会福祉法人わかうら会	わかうら園デイサービスセンター 和歌山市田野178番地	通所介護	令和7年11月1日
30701 15252	医療法人昭陽会	綿貫整形外科 和歌山市北野281	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	令和7年11月1日

(令和7年11月17日揭示済)

和歌山市告示第356号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和7年11月17日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30701 15245	社会福祉法人わかうら会	わかうら園デイサービスセンター 和歌山市田野178番地	予防給付型通所サービス	令和7年11月1日

（令和7年11月17日掲示済）

公 告

和歌山市松島の一部地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和7年11月5日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図案及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和7年11月5日から11月27日まで（22日間）
- 3 閲覧場所 松島北自治会館（和歌山市松島549番地）及び和歌山市役所地籍調査課（和歌山市七番丁11-1アラスカビル2階）
- 4 閲覧の結果、誤りがあると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、松島北自治会館においては令和7年11月5日から同月15日までの間（11月7日、同月8日、同月9日を除く。）、午前9時30分から午後4時までとする。和歌山市役所地籍調査課においては令和7年11月17日から同月27日までの間（11月22日、同月23日、同月24日を除く。）、午前9時から午後5時までとする。

（令和7年11月5日揭示済）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定し公告する。

令和7年11月7日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和7年10月31日 和建指第2776号	和歌山市弘西字井田104 1番の一部	和歌山市黒田一丁目2番1 7号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東 行男	6.00m × 77.41m 77.41m

(令和7年11月7日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定し公告する。

令和7年11月7日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和7年10月31日 和建指第2782号	和歌山市粟字重道ノ坪20 8番3の一部	和歌山市太田二丁目8番1 1号 株式会社 幸福建設 代表取締役 吉田 梨絵	6.00m × 30.51m 30.51m

(令和7年11月7日揭示済)

公告

和歌山市本協の一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和7年11月10日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図案及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和7年11月10日から同年12月1日まで（21日間）
- 3 閲覧場所 和歌山市役所 西脇支所（和歌山市西庄1016-90）及び和歌山市役所 地籍調査課（和歌山市七番丁11-1 アラスカビル2階）
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、和歌山市役所 西脇支所においては令和7年11月10日から同年11月17日までの間（16日を除く）、9時30分から16時までとする。和歌山市役所 地籍調査課においては同年11月18日から同年12月1日までの間（11月22日から24日、29日及び30日を除く。）、9時から17時までとする。
(令和7年11月10日揭示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年11月10日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市井辺字嘉勢淵270番1、271番1、271番2の一部（排水路）	和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階 ヤマイチエステート株式会社 代表取締役 山田 茂

（令和7年11月10日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年11月10日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市弘西字埜木894番1、895番1、 里道、水路	和歌山市太田一丁目9番18号 株式会社恵昭不動産 代表取締役 太田恵示

(令和7年11月10日揭示済)

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第88条第2項の規定により、和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の換地計画を公衆の縦覧に供する。ついては、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第55条の2において準用する同令第3条の規定より、次のとおり公告する。

令和7年11月10日

和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業

施行者 和歌山市

代表者 和歌山市長 尾花正啓

- 1 縦覧期間 令和7年11月25日から令和7年12月8日まで
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 縦覧場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階 選挙管理委員会事務局会議室

（令和7年11月10日揭示済）

市有財産売却公告

市有財産（土地及び建物付土地）の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年11月11日

和歌山市長 尾花正啓

1 一般競争入札により売却する物件

以下の8件の土地及び建物付土地を個別に入札し、それぞれ売却する。

物件番号	所在地番	地目又は種類	実測地積 (㎡)	最低入札予定価格 (円)
1	湊紺屋町一丁目11番25	宅地	107.19	11,700,000
2	つつじが丘三丁目29番10	宅地	172.90	5,570,000
3	今福二丁目7番8	宅地	126.23	7,430,000
4	和歌浦東三丁目642番3	宅地	319.08	25,000,000
	和歌浦東三丁目1	居宅	34.71	
	和歌浦東三丁目1	居宅	34.71	
5	府中324番20	宅地	97.39	1,920,000
	府中78	居宅	31.40	
6	岩橋667番7	雑種地	745.68	13,400,000
7	雄松町二丁目16番	宅地	9.60	10,600,000
	雄松町二丁目17番	宅地	108.57	
	雄松町二丁目18番	宅地	128.07	
	雄松町二丁目19番	宅地	121.95	
8	雄松町五丁目21番1	公園	655.81	36,600,000

2 一般競争入札の参加資格

入札参加資格者は、日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内で法人登録している法人とする。ただし、次の事項に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）及び同法の規定による固定資産税を滞納している者
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市職員
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者並びに同条第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びそのものを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(5) 和歌山市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書2に規定する排除措置の対象となる法人等である者

3 一般競争入札参加案内を配布する場所及び期間

(1) 場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市財政局財政部管財課

和歌山市ホームページ (<http://city.wakayama.wakayama.jp/>)

(2) 期間 令和7年11月11日（火）から同年12月10日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

4 一般競争入札の参加申込み

(1) 場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市財政局財政部管財課

(2) 期間 令和7年11月11日（火）から同年12月10日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 方法 持参、郵便又は信書便（提出期間内に到着したものに限り。）によるものとし、電送によるものは受け付けない。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市財政局財政部管財課

(2) 期間 令和7年11月11日（火）から同年12月10日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

6 現場説明の日時及び場所

1に示した、その所在する現地で、次のとおり現場説明を行う。

物件 番号	日	時
1	令和8年1月14日（水）	午前9時30分～午前9時45分
2	令和8年1月14日（水）	午前10時30分～午前10時45分
3	令和8年1月13日（火）	午前10時30分～午前10時45分
4	令和8年1月13日（火）	午前11時10分～午前11時25分
5	令和8年1月13日（火）	午後2時00分～午後2時15分
6	令和8年1月13日（火）	午後2時40分～午後2時55分
7	令和8年1月13日（火）	午前9時30分～午前9時45分
8	令和8年1月13日（火）	午前9時55分～午前10時10分

7 入札及び開札の日時及び場所

物件 番号	日	時	場 所
1	令和8年2月4日（水）	午前10時00分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
2	令和8年2月4日（水）	午前10時15分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
3	令和8年2月4日（水）	午前10時30分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
4	令和8年2月4日（水）	午前10時45分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室

和歌山市公報（第1811号）令和7年（2025年）11月17日

5	令和8年2月4日（水） 午前11時00分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
6	令和8年2月4日（水） 午後11時15分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
7	令和8年2月4日（水） 午後2時00分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
8	令和8年2月4日（水） 午後2時15分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室

8 入札の方法及び到着期限

郵便による入札とする。

令和8年2月3日（火） 日本郵便株式会社 和歌山中央郵便局必着

9 入札の無効

本公告に示した競争入札の参加資格のない者及び競争入札の参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに一般競争入札参加案内に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

10 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者が希望する買受金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金で令和8年1月26日（月）から同年1月28日（水）までの午前9時から午後3時までに入札場所において納付しなければならない。
- (3) 落札者以外の入札保証金は、入札終了後30日以内に口座振替により還付する。
- (4) 落札者の入札保証金は、契約保証金又は売買代金の納付後還付する。ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合は、入札保証金は本市に帰属する。

11 契約及び契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付した上で、令和8年2月10日（火）までに契約を締結しなければならない。ただし、売買契約締結期限延長に関する申請を行った者で、売買契約締結期限延長決定通知書の交付を受けたものは、決定を受けた期限までに、売買代金の100分の10以上の契約保証金を納付した上で、売買契約を締結しなければならない。

12 売買代金の納付

契約を締結した者は、当該契約に係る売買代金を契約締結の日から20日以内に一括で納付しなければならない。

13 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、最低入札予定価格以上の額で最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (2) 最高の価格の入札者が2人以上あるときは、くじによる落札者の決定を行う。
- (3) 開札の結果、最高入札価格が最低入札予定価格に達しないときは、入札はなかったものとする。

14 その他

- (1) 入札に関する事務を担当する部局

和歌山市七番丁23番地

和歌山市財政局財政部管財課財産管理活用班

電話 073-435-1032（直通）

(2) 物件及び契約に関する事務を担当する部局

- | | |
|---------|---|
| 物件番号1～2 | 和歌山市財政局財政部管財課財産管理活用班
電話 073-435-1032（直通） |
| 物件番号3～5 | 和歌山市都市建設局建築住宅部住宅第1課管理班
電話 073-435-1098（直通） |
| 物件番号6 | 和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課車両対策班
電話 073-435-1082（直通） |
| 物件番号7～8 | 和歌山市都市建設局建築住宅部住宅第2課管理班
電話 073-435-1103（直通） |

(3) 契約書作成の要否

必要である。

(4) 議会の議決

不要である。

(令和7年11月11日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定し公告する。

令和7年11月12日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和7年11月5日 和建指第2691号	和歌山市府中文字長通り32 2番の一部	和歌山市直川608番地3 太陽住宅株式会社 代表取締役 土屋 一博	6.00m × 57.30m 57.30m

(令和7年11月12日揭示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年11月17日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市三葛字坂口538番14の一部、538番15の一部	(登載省略)

(令和7年11月17日揭示済)

和歌山市民図書館条例施行規則及び和歌山市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年11月11日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

和歌山市教育委員会規則第9号

和歌山市民図書館条例施行規則及び和歌山市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

（和歌山市民図書館条例施行規則の一部改正）

第1条 和歌山市民図書館条例施行規則（昭和56年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号(第7条関係)

利用者登録申込書			※
フリガナ		せいねんがつび 生年月日	年 月 日
なまえ 名前		でんわ 電話	
じゅうしょ 住所	〒		
だんち とうごう 団地・棟号 など			
申込者が12歳以下の場合、以下の項目もご記入ください。			
フリガナ		でんわ(保護者)	
保護者名		申込者との続柄	

※^{しるし}印のところは^{きにゆう}記入しないでください。

※ 受付日	
※ 担当者名	
※ 本人確認書類	

和歌山市民図書館

（和歌山市コミュニティセンター条例施行規則の一部改正）

第 2 条 和歌山市コミュニティセンター条例施行規則（平成 3 年教育委員会規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 1 号を次のように改める。

別記様式第11号(第8条関係)

利用者登録申込書			※
フリガナ		せいねんがつび 生年月日	年 月 日
なままえ 名前		でんわ 電話	
じゅうしょ 住所	〒		
だんち とうごう 団地・棟号 など			
申込者が12歳以下の場合は、以下の項目もご記入ください。			
フリガナ		電 話(保護者)	
保護者名		申込者との続柄	

※^{しるし}印の^{きにゆう}ところは記入しないでください。

※ 受付日	
※ 担当者名	
※ 本人確認書類	

コミュニティセンター図書室

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年12月2日から施行する。
（第1条の規定の施行に伴う経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の別記様式第3号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
（第2条の規定の施行に伴う経過措置）
- 3 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の別記様式第11号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（令和7年11月11日揭示済）

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和7年11月6日

和歌山市農業委員会
会長 谷 河 績

1 開催日時

令和7年11月11日 13時00分

2 開催場所

和歌山市農業委員会事務局 会議室

3 審議案件

- (1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (2) 農地法第2条の農地でない旨の証明願について
- (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (6) 農用地利用集積等促進計画に対する意見について
- (7) 非農地通知について

(令和7年11月6日揭示済)

和歌山市企業局告示第37号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第1号の規定により告示する。

令和7年11月12日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市湊二丁目12番24号 株式会社湊組 代表取締役 笹本 昌克	株式会社湊組	和歌山市湊二丁目12番24号	令和7年10月7日	第663号
和歌山市東高松三丁目7番25号 山県設備工業株式会社 代表取締役 山縣 正典	山県設備工業株式会社	和歌山市東高松三丁目7番25号	令和7年10月14日	第664号

(令和7年11月12日揭示済)

和歌山市企業局告示第38号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和7年11月12日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市広瀬通丁二丁目8番地 株式会社木地由ナショナル建材社 代表取締役 山下 昌洋	株式会社木地由ナショナル建材社	和歌山市広瀬通丁二丁目8番地	平成11年6月18日	第263号
和歌山市秋月126番地の7 株式会社アステック 代表取締役 内田 成昭	株式会社アステック	和歌山市秋月126番地の7	平成12年3月14日	第282号
和歌山市三葛101番地の3 有限会社塩崎組 代表取締役 塩崎 しのぶ	有限会社塩崎組	和歌山市三葛101番地の3	平成11年6月18日	第262号
和歌山市西浜3丁目9番31号 竹内工業 代表者 竹内 賢次	竹内工業	和歌山市西浜3丁目9番31号	平成12年6月30日	第295号
大阪府羽曳野市恵我之荘二丁目10番32号 株式会社渡部工業所 代表取締役 竹田 圭之輔	株式会社渡部工業所	大阪府羽曳野市恵我之荘二丁目10番32号	平成11年6月10日	第256号
大阪府阪南市黒田343番地の2 カミタ総合設備株式会社 代表取締役 中島 剛	カミタ総合設備株式会社	大阪府阪南市黒田343番地の2	令和3年8月5日	第620号
和歌山市梅原580番地 三笠建設株式会社 代表取締役 村山 宣義	三笠建設株式会社	和歌山市梅原580番地	平成15年2月25日	第367号
大阪府吹田市広芝町6番10号 株式会社クリーンライフ 代表取締役 元村 祐次	株式会社クリーンライフ	大阪府吹田市広芝町6番10号	令和3年6月17日	第618号
和歌山市雑賀崎250番地 株式会社東組 代表取締役 東 宗弘	株式会社東組	和歌山市雑賀崎250番地	平成14年7月10日	第354号

和歌山市黒田351番地の5 株式会社トキオ 代表取締役 松岡 登紀夫	株式会社トキオ	和歌山市黒田351番地の5	平成11年6月10日	第258号
和歌山県岩出市畑毛306番地の2 オーヤシマ株式会社 代表取締役 湊 明子	オーヤシマ株式会社	和歌山県岩出市畑毛306番地の2	平成12年6月14日	第294号
和歌山市吉田359番地 株式会社ハナノ 代表取締役 花野 修行	株式会社ハナノ	和歌山市吉田359番地	平成12年5月24日	第291号

(令和7年11月12日揭示済)